



第6章 推進体制



1 計画の推進体制

(1) 庁内における連携強化

本計画において取り組む施策は多岐にわたっており、庁内の関係各課が主体的に推進していくことが重要です。こども政策課を中心として連絡や調整を綿密に実施し、全庁的な取組を進めます。

(2) 多様な主体との連携による推進

こども・若者とすべての子育て家庭を支援する施策を推進するためには、行政だけでなく、様々な分野における関わりが必要となります。家庭をはじめ、地域、幼稚園、保育園、認定こども園、学校、企業、その他関係機関、団体等との連携・協働により取組を進めます。

(3) 情報提供・周知

市内の多様な施設・サービス等の情報を、広報やホームページなどを通じて周知を図り、地域社会全体での子育て支援の気運醸成を図ります。また、本計画の進捗状況や評価についても広報やホームページ等を通じて公開します。

(4) 広域的な連携

幼稚園・保育園・認定こども園の広域利用、子育て支援従事者の資質向上に係る取組、児童虐待防止対策、障がい児への対応など、専門的な知識や技術を要する施策については、国や愛知県等と連携・調整を図り、より充実した取組を進めます。

2 計画の進捗状況の把握

(1) 進行管理と評価体制の確立

計画を着実に実行していくには、各施策・事業の実施状況について定期的に点検・評価を行い、その結果を事業実施に反映させていくことが大切です。

また、当事者の目線に立ったチェック体制が重要であることから、「小牧市こども・子育て会議」を評価機関として位置づけ、P l a n（計画）－D o（実施・実行）－C h e c k（検証・評価）－A c t i o n（改善）のプロセスを踏まえた「P D C Aサイクル」に基づき、計画の進行管理と事業の改善を行います。